

# 瑞浪市景観計画について (資料3-1)

令和2年12月9日  
瑞浪市都市計画課

# 景観計画策定までの概要

景観法：平成16年6月 景観法公布

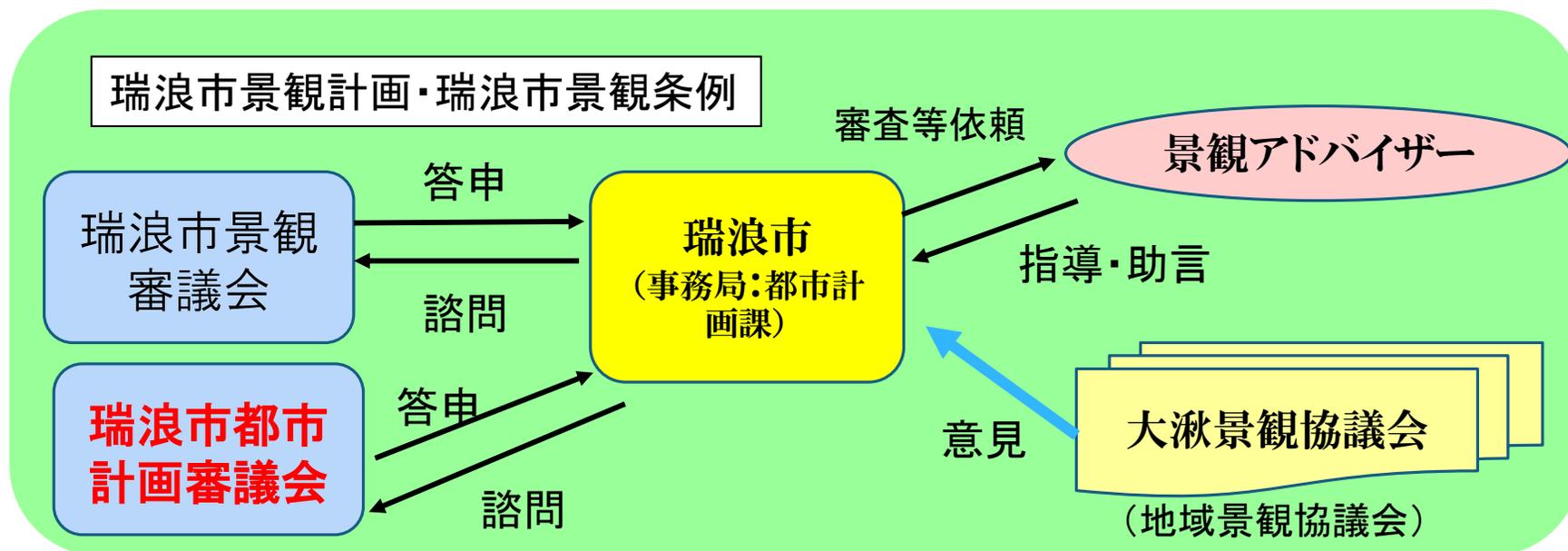
→法に基づき、地域の個性を反映した景観に関する計画の策定が可能になりました。

- \* 瑞浪市景観計画：市民アンケート、地区懇談会の実施及び景観計画策定委員会・都市計画審議会からの答申を経て平成28年4月に策定

# 景観形成に係る組織等について

瑞浪市においては、景観計画の進行状況の管理や計画の改訂等について検討を行う組織として、「瑞浪市景観審議会」を設置するとともに、景観計画重点区域における景観形成に関する意見聴取を行う組織として、「地域景観協議会」を設置します。

また、景観計画の策定や変更を行う場合には、**瑞浪市都市計画審議会**の意見を聴くこととなっています。（景観法第9条第8項）



※景観アドバイザーは、市の良好な景観形成を図るため、専門的な知識や経験を有する方から選任し、届出行為に対する景観形成基準の適否の判断やその他景観形成に係る指導、助言を受けるものとします。

## ■瑞浪市の景観計画区域

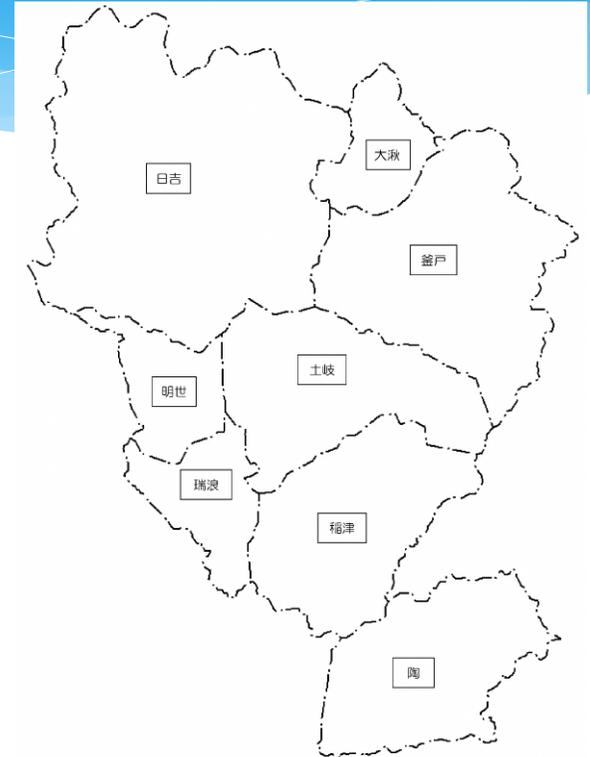
瑞浪市においては**市全域を景観計画区域**に設定

(理由)

□市域の約70%を森林が占め、土岐川や屏風山などの自然景観は、瑞浪らしい誇りのある景観として市民に親しまれており、市全体として保全を図っていく必要があります。

□瑞浪市内は市形成の沿革などにより8つの地域(瑞浪、土岐、明世、日吉、大湫、釜戸、稲津、陶)に区分され、市全体の方針を踏まえつつ、それぞれの個性に応じた景観形成を図っていくことが望ましい。

特に優良な景観の形成を推進する地域(**景観計画重点区域**)の候補地として大湫を選定



### 景観計画重点区域抽出の考え方

- ✓ 市民に親しまれ、市内外に瑞浪市の魅力を発信できる区域
- ✓ 既に特徴ある景観を有している区域 (又は有することが見込まれる区域)
- ✓ 市民や事業者が積極的に景観形成に取り組んでいる区域 (または取り組もうとしている区域)

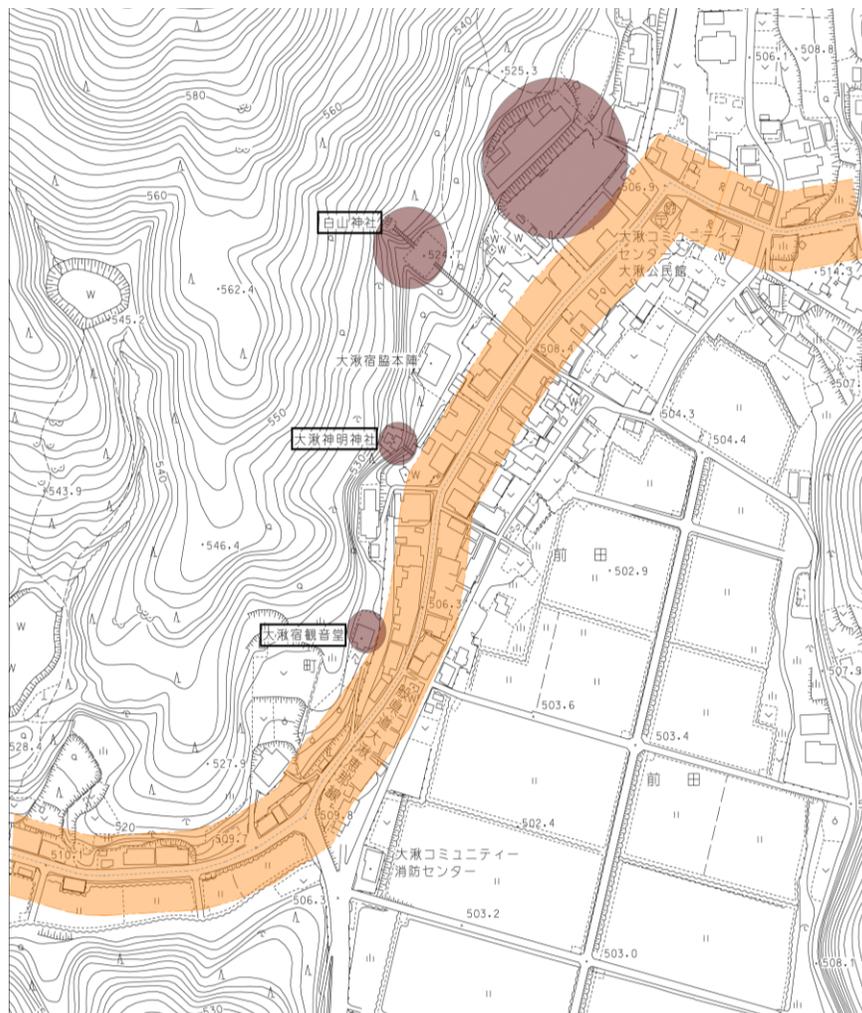
# 景観計画重点区域指定に向けた大湫町の取り組み



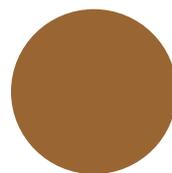
年 度	内 容
H29	大湫景観協議会設立 大湫景観協議会（ワークショップ等） 先進地視察（中津川宿、落合宿） 岐阜工業高等専門学校共同研究（基礎的調査研究）
H30	大湫景観協議会（ワークショップ等） 景観住民アンケート（回答179名） 先進地視察（滋賀県近江八幡、金堂地区） 岐阜工業高等専門学校共同研究（住民意向調査研究）
R1	大湫景観協議会（ワークショップ等） 4回 先進地視察（豊橋市二川宿） 岐阜工業高等専門学校共同研究（修景基準（案）策定）

# 景観計画重点区域指定に向けた大湫町の取り組み

大湫景観協議会でのワークショップの意見から検討した、景観計画重点区域(案)



宗昌寺付近から、県道恵那御嵩線と県道大湫恵那線の交差点より西側約180メートルまでの、中山道沿い(街道から幅20メートル)



重要な景観要素

## 景観計画重点区域内(大湫宿内)基準(案)

建築物	壁面位置	周囲の建築物と合わせて連続性を確保する	
	形態・意匠	宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れる	
	色彩	建物に使用される伝統的な材料に調和する色とする	
	高さ	10メートル以下とする	
	屋根	形状	原則、勾配屋根とする
		材料	和風感のある瓦またはそれに準ずるものとする
		色彩	黒・灰色系で街並みに調和する色とする
	外壁	色彩は、周囲の建築物に使用される伝統的な材料と調和する色合い、または無彩色とする	
	格子	街道に直接面する窓には、原則、格子を設け、色調は木製のものに合わせる	

工作物	門・塀・垣根等	宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れる 空き地や駐車場に設ける門・塀・柵は、周囲の建築物と調和する色とする
屋外広告物	位置	屋根の高さを超えない位置とする
	意匠・色彩	宿場町の建築物に調和するものとする
	形態	必要最小限で、景観を損なわないもの
建築設備		街道から見えない位置への設置に努める 街道から見える場合は、外壁の素材・色彩に調和するもの、もしくはそれらで目隠しをする

## ◎景観計画重点区域内における行為の届出

景観計画重点区域内で、下記に該当する行為をしようとする場合は、事前に市長へ届出が必要となる。

建物、門扉、塀などの新築、増築、改築  
／大規模な修繕／過半にわたる色彩の変更

広告物の設置、改造、色彩の変更等

## 景観形成補助金(案)の創設

区分	補助対象行為及び経費の種別 (補助対象限度額)	補助率	補助限度額
建築物	建築物の新築、増築又は改築に係る工事のうち、外壁及び屋根に係る工事費(4,000千円)	補助対象経費の1/2以内	2,000千円
	建築物の外壁及び屋根の大規模な修繕、大規模な模様替え又は過半にわたる色彩の変更に係る工事(4,000千円)		
工作物等	門、塀、窓格子、垣根等の集計工事に要する経費(1,000千円)	補助対象経費の1/2以内	500千円
建築設備	空調室外機等の修景工事に要する経費(1,000千円)	補助対象経費の1/2以内	150千円
景観まちづくり団体が行う修景活動	良好な景観の維持及び形成に向けた修景活動等	補助対象経費の10/10以内	300千円

# 瑞浪市景観計画改定の流れ

大 湫 町

瑞 浪 市

- ・ 重点区域範囲の確認
- ・ 景観基準の確認

◎重点区域内の住民にアンケート、意向調査⇒合意形成（住民協定締結）



- ・ 意見とりまとめ
- ・ 重点区域指定を市へ提案



大湫宿内景観基準（案）



【瑞浪市景観審議会】  
【瑞浪市都市計画審議会】  
重点区域指定について審議



パブリックコメント実施/景観条例改正



R3.7月予定 景観計画改定